(一社) 日本旅行業協会 会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更による 緊急事態宣言の一部解除及びそれに伴う宿泊事業者との取引について (周知依頼)

貴会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の 取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

昨日開催されました第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39 県について、緊急事態宣言が解除されました。

変更された「基本的対処方針」では、上記8都道府県について、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとされ、それ以外の地域においては、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとされております。総理からも、緊急事態宣言が解除された地域間であっても、県をまたぐ移動については、少なくとも今月中は可能な限り控え、段階的に日常の暮らしを取り戻して頂くよう、発言があったところです。

つきましては、緊急事態宣言が解除された地域においても、引き続き、在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行って頂くとともに、業種毎に策定された感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を行って頂くよう、会員各位に周知の上、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。

さらに、今般、観光庁では、「基本的対処方針」の変更を受け、旅行業者を通じた他県からの旅行者の受入れについて、不安に感じる宿泊事業者もあることから、そのような場合、まずは取引先の旅行業者に相談して頂くよう周知するとともに、旅行業者が相談に応じない等の事例が発生した場合について、別添の本日付観光産業課事務連絡のとおり相談窓口を設け、宿泊事業者からのご相談を受け付けることとしております。

このため、宿泊事業者との取引においては、当該事業者の旅行者受入れの意向について も十分ご配慮頂きますよう、貴会傘下会員へのご指導方よろしくお願いいたします。